

## 臨時休業に伴う給食費の返金について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

3月2日からの臨時休業に伴い、3月2日から3月23日の間の給食費を下記の通り返金いたします。

### 1. 給食費の返金方法

- 2019年度の給食費の集金で使用していた、きらぼし銀行の口座に振込をいたします。
- 返金が完了するまで口座の解約は行わないようお願いいたします。
- 既に口座の解約手続きを行ってしまったご家庭は、学校に連絡をお願いいたします。

### 2. 給食費の返金額

○1食単価に3月2日から3月23日の期間のうち給食実施予定だった日数(15日)をかけた金額を返金します。また、給食費の残金(※)が1食分発生しましたので、学年ごとの単価単位で上乗せして返金します。

(※)残金とは、いただいた給食費から給食に使った金額を差し引いて残った金額です。

就学援助費・奨励費受給者の残金分は学校から学務課へ支払います。

- 未納者には返金いたしません。
- 生活保護費受給者で校長口座払いの方には、個別で返金額をお知らせいたします。

	1食単価	返金額
1・2年生	230円	3,450円+230円(残金)=3,680円
3・4年生	245円	3,675円+245円(残金)=3,920円
5年生	265円	3,975円+265円(残金)=4,240円
6年生	265円	3,975円+265円(残金)+265円(お別れ給食会分)=4,505円

※6年生は3月にお別れ給食会を実施できなかったため、その分も上乗せして返金します。

※食物アレルギー(飲用牛乳代金)の返金分や長期欠席、出席停止等に伴う返金については以前に個別にお知らせした金額が上記の額に合算されます。

### 3. 給食費の返金に伴う振込手数料と返金日

- 給食費の返金に伴う振込手数料は、町田市が負担します。
- 給食費の返金日は2020年4月21日を予定しています。